

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住 所            |
|-----------|----------------|
| (株) 安藤・間  | 東京都港区東新橋 1－9－1 |

### 2. 指名停止措置期間 令和 8 年 9 月 2 7 日から令和 9 年 1 月 2 6 日まで（4 か月間）

### 3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

### 4. 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の 06 県単道改第 06-03-973-Z-001 号道路改良工事（(仮称)大久保町第 2 トンネル。以下「本件工事」という。）のトンネル掘削中の工事現場において、令和 8 年 3 月 19 日、安全管理の不適切により、車両（10t ダンプ）の後退に巻き込まれた 1 次下請け作業員 1 名が死亡する事故を起こした。

### 5. 指名停止理由

工事関係者に死亡者を生じさせたことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第 1 第 7 号イ及び第 4 条第 4 項に該当するため。

＜「指名停止等措置要綱」別表第 1 第 7 号イ及び第 4 条第 4 項＞

| 措置要件                                                                                                                                  | 期 間                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| （安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故、指名停止の期間の特例）<br>別表第 1 （7） 建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。<br>イ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき | 認定をした日から<br>2 か月              |
| 第 4 条 4 町長は、指名停止をする有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため、別表及び第 1 項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間は当該長期の 2 倍まで延長することができる。     | 指名停止期間の長期の 2 倍<br><br>計 4 か月間 |

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気 6 6 2 電話 0 2 9 5－7 2－1 1 1 9